

第5号様式

小規模産業廃棄物処理施設設置等許可証

令和元年12月10日

住所 千葉県船橋市高瀬町31番地2

氏名 船橋興産 株式会社

代表取締役 高橋 政行

船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例 第12条第1項 の規定によ
り、 設置 許可を受けた小規模産業廃棄物処理施設であることを証する。
変更 第15条第1項

船橋市長 松 戸



許可の年月日	令和元年12月10日	許可番号	第2019-20-1-24号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別	破砕施設 廃プラスチック類		
設置場所	千葉県船橋市高瀬町39番6、39番12		
処理能力	0.40 t/日 (0.05 t/時×8時間)		
許可の条件	<p>1 施設における作業は、廃棄物が飛散・流出しないよう衛生的かつ安全に留意して行うこと。</p> <p>2 施設について、故障・破損等事故が発生したときは、速やかにその状況を報告すること。</p> <p>3 産業廃棄物の処分等に関し、必要な報告を求めたときは、速やかに報告すること。</p>		
留意事項	<p>1 施設の設置にあたっては、各種関連法規を遵守すること。</p> <p>2 計画内容等を変更する場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。</p> <p>3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。</p>		

第5号様式

小規模産業廃棄物処理施設設置等許可証

令和4年2月17日

住所 千葉県船橋市高瀬町31番地2

氏名 船橋興産 株式会社

代表取締役 高橋 政行

船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例
第12条第1項
第15条第1項
の規定によ
り、
設置
変更
許可を受けた小規模産業廃棄物処理施設であることを証する。

船橋市長 松戸 徹



許可の年月日	平成20年2月29日	許可番号	第19-20-1-15号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	破砕施設 廃プラスチック類（発泡スチロール）		
設置場所	千葉県船橋市高瀬町39番6、39番12		
処理能力	1.6t/日（8時間）		
許可の条件	なし		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等を変更する場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

令和4年2月3日 変更届出（代表者の変更）に伴う書換交付